

平成23年度 第2回定例会議事日程 (第5号)

平成23年3月18日(金曜日)午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 報第2号 委員長報告
- 日程第3 請願第2号 TPPの参加に反対する請願
- 日程第4 報第3号 委員長報告
- 日程第5 議第21号 下呂市過疎地区自立促進計画の変更について
- 日程第6 議第22号 金山町下沓部辺地総合整備計画の変更について
- 日程第7 議第23号 金山町東辺地総合整備計画の変更について
- 日程第8 議第24号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯等指定管理者の指定について
- 日程第9 議第25号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第10 議第26号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について
- 日程第11 議第27号 下呂市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について
- 日程第12 議第28号 市道の路線認定について
- 日程第13 議第29号 市道の路線変更について
- 日程第14 議第30号 市道の路線廃止について
- 日程第15 議第31号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議第32号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第33号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第34号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第35号 下呂市下呂温泉乗政キャンプ場設置条例について
- 日程第20 議第36号 下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第37号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第38号 下呂市子育て広場条例について
- 日程第23 議第39号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第40号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第41号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議第42号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議第43号 平成23年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについて
- 日程第28 議第56号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議第57号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 報第4号 委員長報告
- 日程第31 議第44号 平成23年度下呂市一般会計予算
- 日程第32 議第45号 平成23年度下呂市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算
- 日程第33 議第46号 平成23年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議第47号 平成23年度下呂市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算

- 日程第 35 議第 48 号 平成 23 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
 日程第 36 議第 49 号 平成 23 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算
 日程第 37 議第 50 号 平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計予算
 日程第 38 議第 51 号 平成 23 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
 日程第 39 議第 52 号 平成 23 年度下呂市下呂財産区特別会計予算
 日程第 40 議第 53 号 平成 23 年度下呂市水道事業会計予算
 日程第 41 議第 54 号 平成 23 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
 日程第 42 議第 55 号 平成 23 年度下呂市立金山病院事業会計予算
 日程第 43 議第 58 号 平成 22 年度下呂市一般会計補正予算
 日程第 44 発第 1 号 下呂市議会議員定数条例の一部を改正する条例について
 日程第 45 閉会中の委員会継続調査申し出について

（追加日程）

- 追加日程第 1 委員会提出議案第 1 号 T P P の参加に反対する意見書について
 追加日程第 2 発第 2 号 東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書について

出席議員（21名）

議長	大 前 武 憲	1 番	今 井 政 嘉
2 番	山 川 博 己	3 番	日下部 俊 雄
4 番	中 島 博 隆	5 番	伊 藤 嚴 悟
6 番	松 井 旬 子	7 番	一 木 良 一
8 番	奥 田 重 後	9 番	服 部 秀 洋
10 番	吾 郷 孝 枝	11 番	二 村 金 吾
12 番	中 島 新 吾	13 番	中 島 達 也
14 番	熊 崎 兼 治	15 番	木 一 良 政
16 番	中 野 憲 太 郎	17 番	田 口 幸 雄
18 番	山 下 一 彦	19 番	二 村 勝 己
21 番	宮 川 茂 治		

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	野 村 誠	副市長	中 島 薫
教育長	長谷川 藤 三	会計管理者	今 井 能 和
監査委員	中 島 春 夫	総務部長	熊 崎 武 司
経営管理部長	村 山 鏡 子	市民部長	今 井 隆 夫
福祉部長	早 兼 高 美	健康医療部長	青 木 進 一
農林部長	田 口 守 彦	観光商工部長	曾 我 満 利
建設部長	二 村 文 裕	上下水道部長	杉 山 裕

環境部長	今井弘司	教育部長	池戸昇
		金山病院	
消防長	住弥	事務局長	蒲宜久
萩原振興		小坂振興	
事務所長	中丸修治	事務所長	二村敏正
下呂振興		金山振興	
事務所長	細江義和	事務所長	中島俊則
馬瀬振興			
事務所長	川口太三		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局長	松村勝久	書記	二村勝浩
書記	松田健司		

午前 10 時 00 分 開議

◎開議の宣告

○議長（大前武憲君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は 21 名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関及び広報「げろ」から取材の申し込みがございましたので、これを許可いたしました。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大前武憲君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、11 番 二村金吾君、12 番 中島新吾君を指名いたします。

◎報第 2 号について

○議長（大前武憲君）

日程第 2、報第 2 号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第 3、請願第 2 号 TPP の参加に反対する請願を議題といたします。

審査結果について、所管の委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長 一木良一君。

○建設経済常任委員長（一木良一君）

これより委員会報告をさせていただきます。

12 月の定例会におきまして「TPP の参加に反対する請願」これが、前月の 11 月、2010 年 11 月 25 日に議会あてに請願が出されました。それで、12 月の定例会におきまして、建設経済常任委員会に付託をされましたので、そこで審査をしました結果、皆さん御存じのとおり継続審査となっております。3 月 8 日の建設経済常任委員会におきまして再度審査を行いました。出席者は、委員全員でございました。請願趣旨を読み上げさせていただきます。

請願団体代表者、佐古保、住所下呂市金山町金山 3221 の 1。紹介議員、中島博隆、中島新吾、そして二村勝己。

請願趣旨、菅首相は臨時国会冒頭の所信表明演説で、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加を検討し、アジア太平洋貿易圏の構築を目指すと表明し、そのための検討を行っています。TPP は、原則としてすべての品目の関税を撤廃する協定で、農水省の試算でも我が国の食料自給率は 40% から 14% に急落し、米の生産量は 90% 減、砂糖、小麦はほぼ壊滅します。農業生産額 4 兆 1,000 億円、多面的機能 3.7 兆円喪失、実質 GDP が 7.9 兆円、雇用が 340 万人減少するとしています。北海道庁の試算でも、北海道経済への影響額は 2 兆 1,254 億円に及び、農家戸数が 3 万 3,000 戸も減少するとしています。このように、重要な農産品が例外なしに関税が撤廃されれば、日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上と TPP 交渉への参加は絶対に両立しません。今、求められることは食料をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の

深刻な食料需給に正面から向き合い、40%程度にすぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。

以上の趣旨から、下記の事項について意見書を政府関係機関に提出することを請願します。

請願項目 1. 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）に参加しないこと、とありました。

委員会では、下呂市内に、農林業に与える影響並びに主要工業関係の業種に与える影響、執行部から調査をしていただきまして報告を受けました。その結果、請願第 2 号 TPP の参加に反対する請願については、全会一致で賛成すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

◎請願第 2 号について（質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

以上で委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許可いたします。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第 2 号 TPP の参加に反対する請願、この請願に対する委員長の報告は採択であります。

この請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、請願第 2 号については採択とすることに決定いたしました。

◎報第 3 号について

○議長（大前武憲君）

日程第 4、報第 3 号 委員長報告を行います。

本定例会において付託いたしました日程第 5、議第 21 号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について、日程第 6、議第 22 号 金山町下沓部辺地総合整備計画の変更について、日程第 7、議第 23 号 金山町東辺地総合整備計画の変更について、日程第 8、議第 24 号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯等指定管理者の指定について、日程第 9、議第 25 号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について、日程第 10、議第 26 号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、日程第 11、議第 27 号 下呂市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、日程第 12、議第 28 号

市道の路線認定について、日程第 13、議第 29 号 市道の路線変更について、日程第 14、議第 30 号 市道の路線廃止について、日程第 15、議第 31 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 16、議第 32 号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 17、議第 33 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 18、議第 34 号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、日程第 19、議第 35 号 下呂市下呂温泉乗政キャンプ場設置条例について、日程第 20、議第 36 号 下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、日程第 21、議第 37 号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について、日程第 22、議第 38 号 下呂市子育て広場条例について、日程第 23、議第 39 号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、日程第 24、議第 40 号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 25、議第 41 号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、日程第 26、議第 42 号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 27、議第 43 号 平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについて、日程第 28、議第 56 号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第 29、議第 57 号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、以上 25 件を一括議題といたします。

審査結果について、所管の委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 松井句子さん。

○総務常任委員長（松井句子君）

おはようございます。委員会報告をさせていただきます。

3月7日9時30分より、第2回総務常任委員会を開催し、平成23年第2回下呂市議会定例会において、当委員会に付託された11案件について審査を行いました。

議第21号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について、議第22号 金山町下沓部辺地総合整備計画の変更について、議第23号 金山町東辺地総合整備計画の変更については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第31号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議第32号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、議第35号 下呂市下呂温泉乗政キャンプ場設置条例について、議第41号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、議第43号 平成23年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第57号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（大前武憲君）

続いて、建設経済常任委員会委員長 一木良一君。

○建設経済常任委員長（一木良一君）

建設経済常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月8日に建設経済常任委員会を開催させていただきました。出席者は委員会委員全員、そして建設部、農林部、観光商工部、上下水道部、環境部、金山振興事務所長、小坂振興事務所長、馬瀬振興事務所長、経営管理部の担当部出席のもと、慎重に審査をいたしました。

付託されました、議第24号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯等指定管理者の指定について、議第25号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について、議第26号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、議第28号 市道の路線認定について、議第29号 市道の路線変更について、議第30号 市道の路線廃止について、議第33号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議第40号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、以上、付託されました8案件を慎重に審査の結果、全会一致で賛成すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大前武憲君）

続いて、教育民生常任委員会委員長 服部秀洋君。

○教育民生常任委員長（服部秀洋君）

3月9日に開催されました第2回教育民生常任委員会におきまして、3月定例会において付託されました6議案について審査した結果を報告申し上げます。

議第27号 下呂市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、議第36号 下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、この2議案につきましては継続審査の動議が提出されましたが、賛成少数で否決されました。審査の結果は、議第27号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。議第36号につきましても同様に賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第37号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について、議第38号 下呂市子育て広場条例について、議第39号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、この3議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第42号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、審査の結果は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員会の報告を申し上げます。

◎議第21号から議第43号まで及び議第56号並びに議第57号について（質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

以上で委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

議第36号の継続審議を求める動議を提出します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（大前武憲君）

ただいま、10番 吾郷孝枝さんから、議第36号 下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、継続審査とする動議が出されました。この動議には1名の賛成者があり、動議は成立しております。

動議を朗読いたします。

議第36号 下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、継続審議を求める動議。提案者、吾郷孝枝。賛成者、日下部俊雄。

動議提出理由、中原・上原出張所の廃止について、住民への説明が極めて不十分であり、市民部長が反省していると、3月10日の教育民生常任委員会で発言している。また、地元議員を初め複数の議員からも、その問題が指摘されている。地域のあり方が問われる問題であり、継続して審査すること。

ここで採決を行います。

議第36号 下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、本案を継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、本動議は否決されました。

これより討論を行います。

まず、本25案件に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

21番 宮川茂治君。

○21番（宮川茂治君）

私は、いわゆる議第36号 下呂市振興事務所及び出張所設置条例についてでございますが、これは私も上原・中原出張所廃止という問題が出ておまして、その問題については一般質問でも申し上げましたが、いわゆる住民からのいろんな意見が出まして、私たちへの説明があまりないうちにそういうものが決められていくこと自体に疑問を持つということ。

それからもう一つは、人口が、いわゆる比例する地域も実際にあるわけで、もしそういうことになった場合、そうしたところへも波及をするんでないかという心配があるということも言われてきております。だから、はっきり言って、そうしたところもやっぱりきちっとした論議が必要であるわけでありまして、だから継続審査という動議が出ましたけれども、それは否決されましたが、しかしこうした問題は、もっと慎重にやっていくべき問題であるわけでありまして。地域の住民のことを考えたら、やはり振興事務所をもっとよくしていこう、振興事務所の役割をきちっとしていくというような議案も案件も出ておったわけでありまして。そうしたことを考えると、そういう地域のことももっとしっかりと考えた形で、安易な形でこうした問題を片づけていくこと自体が問題であるということで、反対の討論といたします。以上であります。

○議長（大前武憲君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

3番 日下部俊雄。

議第56号の反対討論と議第32号及び議第42号の賛成討論をあわせて行います。

議第56号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例については、下呂市内の五つある観光協会、これの一本化に向けて下呂市職員を下呂温泉観光協会に派遣するという内容で、2名を派遣するということが説明されました。委員会の質疑の中で、私が市と観光施策、このことについて下呂市は行政としては、基本的にハード、環境整備とか施設の整備、こういうことで支援をし、また、業界は、業界業界団体が、その誘客とか具体的なそういう事業を推進する。ハードとソフト、こういう役割があるのではないかということをお願いしたところ、副市長も基本的にはそのとおりであるということをおっしゃいました。そこで、この観光協会一本化ということについては、第1に関係者の自主性を尊重すべきであって、これがなかなかうまくいかないから、市が職員を派遣して推進すると、こういうことはやり方として間違っているのではないかと思います。事業者が本当に自主性を発揮されて進められる、そのことを支援する。これが市の役割ではないかと思います。そういうことで、また、それから市議の中で、市当局からも、職員の削減については限界であるとも言われております。そういう今の定員化計画で無理な削減をしている、この中からまた職員を派遣する。こういうことでも私は矛盾があると思います。そういう点で、議第56号には反対をいたします。

また、議第32号と議第42号については、賛成はしますが、やはり、一言つけ加えなければならないということで、賛成討論として、その話をしたいと思います。

市長等の給与の特例に関する条例の一部については、当初、市長が選挙のときに公約をされた給与の削減、これが一番最初の議会のときに提案されたときには、市長が公約されたということを尊重して賛成をしました。しかしまた、今度それに追加削減が提案されているんですが、やはり、こういう給与の問題については他自治体において、特に選挙等においてパフォーマンス的な削減ということがされている。こういうことについてはどうかと言ったところ、市長はそういうことはない、これは純粋な気持ちであると言われました。その純粋ということの評価して賛成はしますが、決して市長が下げたから、ほかの職員また行政職すべてに無理な報酬削減ということの風潮が起きないように、やはり留意をしていただきたいと思います。このことをつけ加えて議第32号に賛成の討論とします。

また、議第42号についても、ここに提案されております、湯屋小学校を廃止して小坂小学校に統合することのほかに、現在、下呂市内においては、金山市内の4小学校を統合する計画が進められております。しかし、その進め方は基本的には同じであり、教育上の観点といいながら、少人数学級の不安をあり、また、下呂市が活性化、今後の下呂市の発展のまちづくりを描いていかなければならないのに、そういうことは一切無視して、単なる統計上の数字だけで下呂市の人口が減る、子供が減る、そのことばかりをおおって、不安をあり、統合を進めようとする。また、住民合意といいながらも、住民の中の保護者や地域住民等を分けて、そしてアンケートをとったり、言ってみれば、市が対立の火種をつくるような進め方をしている。こういう統合の進め方には問題があります。これは小坂でも一緒でした。しかし、小坂の場合には数百年にわたって小坂郷11ヵ村として一つの地域であること。また、湯屋小学校が木造の建物であり、耐震という工事をとっても、特殊な非常に困難がある。また、現在のところ、地域住民の中でこれを受け入れる態勢ができています。こういうことを考えて、議第42号には賛成をいたします。

以上をもって、賛成と反対の討論をあわせて行いました。

○議長（大前武憲君）

ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第 21 号 下呂市過疎地域自立促進計画の変更について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 21 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 22 号 金山町下沓部辺地総合整備計画の変更について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 22 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 23 号 金山町東辺地総合整備計画の変更について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 23 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 24 号 下呂市巖立峡ひめしゃがの湯等指定管理者の指定について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 24 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 25 号 下呂市金山森林総合利用促進施設の指定管理者の指定について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 25 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 26 号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 26 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 27 号 下呂市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議第 27 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 28 号 市道の路線認定について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 28 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 29 号 市道の路線変更について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 29 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 30 号 市道の路線廃止について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 30 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 31 号 下呂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 31 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 32 号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 32 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 33 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 33 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 34 号 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 34 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 35 号 下呂市下呂温泉乗政キャンプ場設置条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 35 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 36 号 下呂市振興事務所及び出張所設置条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 36 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 37 号 下呂市児童館条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 37 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 38 号 下呂市子育て広場条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 38 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 39 号 下呂市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 39 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 40 号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 40 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 41 号 下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 41 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 42 号 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 42 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 43 号 平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計への繰出しについて、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 43 号については委員長の報告のとおり可決されました。

議第 56 号 公益的法人等への下呂市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 56 号については委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 57 号 下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 57 号については委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第 4 号について

○議長（大前武憲君）

日程第 30、報第 4 号 委員長報告を行います。

本定例会において付託いたしました日程第 31、議第 44 号 平成 23 年度下呂市一般会計予算、日程第 32、議第 45 号 平成 23 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第 33、議第 46 号 平成 23 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第 34、議第 47 号 平成 23 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第 35、議第 48 号 平成 23 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第 36、議第 49 号 平成 23 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算、日程第 37、議第 50 号 平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計予算、日程第 38、議第 51 号 平成 23 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第 39、議第 52 号 平成 23 年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第 40、議第 53 号 平成 23 年度下呂市水道事業会計予算、日程第 41、議第 54 号 平成 23 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第 42、議第 55 号 平成 23 年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上 12 件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 奥田重後君。

○予算特別委員長（奥田重後君）

それでは、予算特別委員会の委員会報告をさせていただきます。

平成 23 年第 2 回下呂市定例会において、当予算委員会に審査を付託されました平成 23 年度下呂市一般会計予算ほか 8 特別会計、3 企業会計の予算の審査について委員会報告をいたします。

去る 3 月 10 日、11、14、16 日の 4 日間、予算特別委員会を開催いたしました。出席者は委員全員と大前議長、執行部からは市長、副市長、教育長ほか関係部局から部長初め職員の出席のもと慎重審査をいたしました。

議第 44 号 平成 23 年度下呂市一般会計予算、議第 45 号 平成 23 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、議第 46 号 平成 23 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議第 47 号 平成 23 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、議第 48 号 平成 23 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議第 49 号 平成 23 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第 50 号 平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議第 51 号 平成 23 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、議第 52 号 平成 23 年度下呂市下呂財産区特別会計予算、議第 53 号 平成 23 年度下呂市水道事業会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

議第 54 号 平成 23 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議第 55 号 平成 23 年度下呂市立金山病院事業会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

◎議第 44 号から議第 55 号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本 12 案件に反対者の発言を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

10 番 吾郷孝枝さん。

○10 番（吾郷孝枝君）

今議会に上程されている下呂市 23 年度予算のうち、一般会計、そして国保、後期高齢者医療、下水道会計について、日本共産党下呂市議団を代表し、反対討論を行います。

初めに、東日本大震災で亡くなられた方々や行方不明の方々に心よりお悔やみ申し上げ、震災を受け

られた方々や45万人を超えるという避難生活を送っておられる方々に心からお見舞いを申し上げます。

テレビで伝えられる被災地の様子は目を覆うばかりの惨状ですが、被災した人々がよりどころとし、避難場所になっているのは公民館や学校、体育館などの頑丈な建物です。また、市役所や役場そのものがなくなってしまったところでは、住民の安否すら把握できなくなってしまうことを目の当たりにしました。下呂市が今、推し進めている合理化計画で職員をこれ以上減らし続けていっていいのか、地域のかなめである学校を統合でなくしていっていいのか、真剣に考えなければと改めて思いました。

さて、一般会計予算では市税が前年度比でマイナス 6,697 万円となっていますが、これは 22 年度当初予算で前年度比マイナス 3 億 2,700 万円と見込んでいたことと比べれば、格段の差となっています。また、地方交付税が 4 億円増となっていますが、一方で臨時財政対策債が 2 億円の減となっていることや交付税措置の大きい合併特例債の返済がふえてきていることから、当然のことと理解できます。肝心なのは、基金の取り崩しを前年比 1 億 9,600 万円減らし、23 年度末の基金残高が一般会計で 91 億 4,800 万円となることや、標準財政規模に対する財政調整基金の割合は県下 21 市中、下呂市は 2 番目に高い水準であることがわかりました。下呂市はしっかり基金をため込んでいるにもかかわらず、やるべきことを先送りしていることが問題です。例えば、市民の要望が強いショートステイの増設や、待機者が 400 人にもなる特別養護老人ホームの増設が予算に計上されていないことです。何より、I s 値 0.3 以下の金山菅田小学校や、I s 値 0.3 の金山東第一小学校体育館の耐震補強工事が学校統合問題と絡めて先送りされていることや、第一級の活断層といわれる阿寺断層帯のうちで、最も危ないと言われている北部萩原断層のすぐ近くにある尾崎小学校の体育館は I s 値 0.36 であるにもかかわらず、耐震補強工事が先延ばしになっています。東日本大震災の翌日に起こった長野県北部栄村の震度 6 強の地震や、先日の静岡県富士宮市の震度 6 強の地震で倒壊すると言われている I s 値 0.3 以下の耐震性の低い学校や体育館の耐震補強工事の緊急性は、今回の大地震で証明されたと思います。特に、今回の大地震を教訓に、「無事でいてくれさえすれば、それだけでいい」という被災された人の言葉が、一番大切なのは命だと教えてくれています。新年度予算では、お金がないのでやれないのではなく、お金はあるけど、将来に備えて貯金しておこうというのが新年度予算の大きな問題点だと思います。今、市民が一番望んでいること、早くやらなければならないことを先送りせず、しっかりやって不要・不急の事業はきちんと見直し、市民生活を応援していくことが大切だと考えます。

市民生活応援では、新年度予算に、不況で苦しむ市民や事業者を応援する高齢者住宅リフォーム事業の実施を条件つきながら盛り込まれたことは評価します。住宅リフォーム事業の条件緩和や使い勝手のいい制度に改善していくことで、さらなる地域活性化につながっていくことを切望しています。

また、地域住民に一番近い、振興事務所の役割を強化するためとして、事業の並びかえをされたことは第一歩を踏み出す準備だと理解します。また、上原・中原の出張所の廃止は市長が予算説明でも強調された地域力を高めることと矛盾することが、本日の議論からも明白になったのではないのでしょうか。

地産地消の推進も新年度予算で見える限り、農林部から経営管理部に移してイベントが計画されているだけでは、いかにも情けないと思います。職員がアイデアを出したり、創意工夫ができるような職場環境と十分な人員配置が必要ではないかと思えます。

国保会計では、1 万円近い市民負担を見込んでいる新年度予算には到底賛成できるものではありませんし、後期高齢者医療会計についても高齢者を差別する医療制度そのものに反対の立場から賛成することはできません。

下水道特別会計では、岐環協との合理化協定に基づいた事業委託のあり方の見直しと、委託料の適正化が必要との立場から賛成することはできません。

こんなときだからこそ、なおさら足元をしっかり見据え、今までの慣例にとらわれず、市民の生活にもっと目を向け、市民生活の実態をでき得る限り把握すること。また、市民の老後の心配をなくし、内需拡大に真剣に取り組んでいくこと。正常でない部分は正常化するように、行政と議会、市民が一致団結してこそ、安心して元気なまちづくりができると確信しています。

そのために、議員として大所高所で物事を見きわめ、民主主義に反するようなことや公平でないこと、不合理なことは市民の立場でしっかり行政をチェックし、市民にとってよいことは、どなたとでも協力し、市政をどれだけでも前に進めるよう力を尽くしていくことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長（大前武憲君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

今、賛成討論される方がちょっとないようでしたので、ちょっと。

今回の予算編成は、大変国の地方財政計画といいますが、地方への施策が非常にわからない中で、また岐阜県におきましても、起債の許可団体という、また3年間で財政合理化計画を今立ててみえるわけなんです、そういった非常にわからない中での予算編成となりました。そういう意味では大変御苦労があったと思いますし、12月議会での新年度の予算編成に当たっての市長の答弁の中では、あの時点で概算要求で12億円も財源が足らんと、そういった中で大変な予算編成であったということをもっと感謝を申し上げたいと思っております。それで、新年度の予算の中身を見てみますと、まず元気な下呂市にしたいということで、まずは地域力を醸成していくと、そういった施策の中で、振興事務所の事業として、今までの各部署にあったものを横断的に財源移譲をしたり、今、反対討論の中にもありましたように、経営管理部の中に地産地消のプロジェクトを設けたり、そういった施策は大変評価できるものであると思います。

こういった地域の元気を取り戻すために、また限界集落の孤島を阻止するためにも、地域の元気づくり、または、きのうも社会保障費の議論もございましたが、高齢者のお年寄りが元気になって、少しでも医療費の抑制とか、そういったものにつながっていくことを今期待しております。

また、特定の65歳以上の住宅リフォームなんかも大変評価できるものと思います。そういったことで、今年度・新年度の予算については賛成できます。ただ、これから大変厳しい財政運営の時代に入っていくと思います。今、職員の数も、適正化計画に伴いまして順調に推移してるわけでございますが、ただ一方では委託料や指定管理料、こういったものの増額を懸念をしております。ここで申し上げたいのは、やはり毎年しっかり契約単価というものを見直しして、年々数パーセントでも段階的に減らしていく施策とか、こういったことが非常に大事になってくるというふうにも思いますし、また26年以降ですか、合併特例法が切れる中で、段階的に財源不足していることは、財源シミュレーションの中でも明確化になっておりますので、市長にはぜひこの合併特例法の延伸、こういったものも市長会の中でしっかり国に訴えていただきながら、急激な財源不足をとめる施策というものも一致団結して国の方に訴えていただきたいな思っております。

あと、基金運用につきましては、今、反対討論でもありましたが、中身を見ますと、やっぱり繰り上げ償還もしなきゃいかんですし、または目的に応じた基金の取り崩しもしていかなきゃいかんと。やは

りこれは、本当にたんす預金であります、非常に国や県が不透明な中ですので、しっかり大切な財源を確保して臨んでいくということが大事ではないかということでございます。

多少執行部に対して御提案も申し上げながら、賛成討論といたします。

○議長（大前武憲君）

次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

2番 山川博己君。

○2番（山川博己君）

2番 山川博己です。

議第54号 平成23年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、これは予算委員会の中でも申し上げましたが、この予算案について反対の立場で討論をしたいと思っております。

その前に、議第44号 平成23年度下呂市一般会計予算について、少し申し上げたいと思っております。

まず、総務費一般管理費の弁護士費用のことについてでございます。総務部長の説明によりますと、2名分の弁護士費用が計上してあるということございました。先日も報告されましたように、クリーンセンターで草の持ち込み焼却を拒否した事件に対する、持ち込みの仮処分の申し立てをした案件の裁判所の決定が出されました。その内容につきましては、市の言い分がすべて退けられておりまして、その中で特に重要な争点であります2点については、法の解釈等における市の間違いが指摘されておりました。

まず第1点が、廃掃法施行令第4条に規定する一般廃棄物委託基準違反の存否についてでございます。このことについて裁判所の判断は、法施行令第4条の文言上、同基準は市町村が収集等の業務を委託する場合の基準を定めたものであることが明らかであるから、本件には適用されないとして市の主張を退けております。次に、最も議論の重要な部分、再委託の部分でございますが、本件は法第7条14項の再委託に該当するかどうかの議論でございます。このことについて、裁判所の判断は、債務者、つまり市は中間処理の一部の工程を他社に委託する場合は再委託に該当する旨主張するが、次のような理由からそのような解釈を採用しないとしておりまして、その内容の説明は以下のようなものであります。

法第7条14項の文言上は、他人に委託してはならないと定めるのみで、いずれの範囲の再委託を禁止するものか必ずしも明確ではないが、債務者、つまり市の主張によっても、中間処理業者が最終処分を他人に委託することは許され、つまり市の主張によっても、他人に委託することは許されるというふうに言っております。一般的にもそのように解されているのであるから、同条項は少なくとも一連の処分について、すべての再委託を禁止する旨の規定ではないという決定を裁判所は出しております。

つまり、これはどういうことかと申しますと、市側の法解釈が非常に恣意的で曲解したものであるのではないかということを感じております。また、今の再委託の部分については、弁護士の主張の稚拙さが招いたとも推認できるもので、この弁護士さんが果たしてこれでいいのかということに疑わせるものではないかと私は思うわけでありまして、そこで、一つの提案でございますが、新たな顧問弁護士を採用するなり何なりして、係争相手ととともに話し合いのできる状況をつくるべきではないかと。裁判所も和解を進めている経緯もありまして、この弁護士費用の執行については、市長の裁量で不執行もできる部分でありますので、市長の良識ある判断を望むものであります。いたずらに争いを泥沼化させるべきではないというふうに私は思うのであります。

次に、一般会計予算の全体でございますが、市長は選択と集中、そして地域力の充実を重視しているとの説明でございました。このことについては、選択と集中がどこに数字で示されているのか、私は非

常に疑問に感じたわけでございます。また、地域力の充実につきましても、各振興事務所に予算が当てられましたけれども、これは今まで市の本部でやっていたものを振興事務所につけかえただけではないかというふうに思われる部分もございます。しかしながら、副市長の説明のように、緒につけるのだということをお認めまして、今後、振興事務所の充実がますます図られるように、これを一つの緒として認めたいというふうには思います。

一方、今の中島議員の賛成討論にもございましたが、非常に厳しい財政シミュレーションが昨年の暮れに出されました。この厳しい財政シミュレーションが今回の一般会計予算に反映されているとは思えません。でありますから、今後そういった財政シミュレーションを踏まえながら、厳しい予算編成に立ち向かっていただかなければならないと思います。しかしながら、一方で今、日本は未曾有の危機に直面しているわけでありまして、いたずらに予算執行をおくらせるわけにはいかないというふうに思うわけでありまして、でありますから、一般会計予算につきましては、一日も早く執行できるように賛成の意を表したいと思っております。

一方、議第 54 号 平成 23 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の予算でございますが、ここに少し参考を申し上げたいと思っております。

合掌村の決算であります、平成 17 年度から申し上げます。

平成 17 年度は 2,883 万 5,000 円の赤字でございます。平成 18 年度は 1,847 万 2,000 円の赤字でございます。平成 19 年度は 1,637 万 1,000 円の赤字でございます。平成 20 年度は 3,190 万 2,000 円の赤字でございます。そして、平成 21 年度は 7,106 万 8,000 円の赤字でございます。これは減価償却費が大きかったということもございまして、こうして 5 年続いて 2,000 万近い赤字が続いているわけございまして、入場者に対する 1 人当たりの費用も非常に厳しいものがございまして、平成 17 年度は 1 人当たりの収益が 1,330 円で、かかった費用が 1,475 円、145 円の 1 人当たりの入場者のマイナスであります。そのように見ますと、平成 18 年度は 1 人当たりの入場者に対する赤字が 90 円、19 年度は 84 円、20 年度は 186 円、21 年度は 456 円となっております。お客様が入れば入るほど赤字が加算していくという計算でございます。そこで、平成 23 年度の予算を見ますと、平成 23 年度の予算は、事業収益が 2 億 9,573 万円となっておりますが、これはことしの 2 月 28 日に提出されました補正予算が、事業収益が 2 億 7,284 万 6,000 円となっておりますので、この 2 月の補正予算よりも 2,288 万 4,000 円、8.4%収益が増加するという見込みでございます。また、22 年度の決算はまだ出ておりませんので、21 年度の決算に比べますと 7,473 万 1,000 円の収益増、つまり 33.8%の収益増をみた予算でありまして、先日の予算委員会の説明の中でもございましたように、まず経費を計上して、それに見合った収益を計算するという、私も一企業の端くれにおりますけれども、民間では考えられない予算のつくり方でございます。このことについては、到底認めるわけにはいかないというふうに思っております。でありますから、先日予算委員会でも提案しましたように、経営コンサルタントを入れる等の厳しい企業努力をしていただきまして、この合掌村の赤字体質を一日も早く解消していただきたい、そのように思うところでございます。でありますから、その経営改善の努力をぜひともやっていただくということの一つつけ加えまして、愛のむちとしてこの予算に対する反対討論としたいと思っております。以上です。

○議長（大前武憲君）

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

19 番 二村勝己君。

○19 番（二村勝己君）

19番 二村です。

私は今回提案されました一般会計、特別会計の予算に対しまして、賛成する立場から一言賛成の意見を申し上げながら、注文をしていきたいということを思います。

それぞれ部課におかれまして、この予算積算をされまして、そして十分とは言わないけれども、編成をされて私は賛成をした立場でございます。ですから、すべての案件につきまして賛成の意思表示はいたしますが、しかし先ほどから皆さん言われました点もでございます。いわゆる今の国家の一大事という中で、やはり各自治体がそれぞれいろいろな努力をされて、そしてこの東北関東大震災に応援していきこうという高まりが、民間を初め皆さんすべての方が同じ思いでこれに臨んでみえるという現実の中で、下呂市も思いは同じでございますので、これに命がけで取り組むというか応援をしていかなきゃなんという思いをしているところです。それで、この予算の中に出てきておりますことで、私は1点取り上げたいのですが、市民の方からも私にも注文というか願い事がございました。いわゆる花火の件でございます。花火の件で、馬瀬地区でも毎年実施をされておりますし、下呂、金山、小坂とあるところですが、寄附もしてきたけど、今年は向こうへ応援していきたくて、もうそういうことはできないから、そして皆さんが困っているのに、派手なことは、花火だけじゃないけれども、騒ぎをするような行為はなるべく謹んで事に当たってほしいという願いを込められた皆さんの意見もでございます。私もそのとおりであると思います。

そういうことから、執行に対しては予算に決められたから全部これを執行するんだということはわかりますけれども、ものによっては、それを1年ずらすとか、あるいはこれを永久にとめるとかという、いろんな方策がございますが、いわゆる日本民族が今一番困っているこの一大事に向かっては、執行を慎重にしていきたい。そして、皆さんが評価できる処置をしていただきたいというのが願いでございます。そういうことを肝に念じながら今年度の予算に当たっていただきたいということを願って、私の賛成討論といたします。

○議長（大前武憲君）

次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

発言はございませんか。

ほかに討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 伊藤巖悟君。

○5番（伊藤巖悟君）

私の思いを述べまして、賛成討論とさせていただきたいと思います。と申しますのは、今ほど19番議員からも討論がございましたけれども、ことしの予算に関しましては、予算を組んでも、これから日本じゅう随分変化が出てくるであろうということを想定してお願いをするものであります。

まず、わかりませんが、この非常事態に関しては、国の予算そのものが根本的に見直される可能性もあるんじゃないかということを思います。今、さまざまな予算についても具体的にテレビ等では報道もされておりますし、多分、内部ではそれこそ大変な財政問題で苦勞をされておるであろうと、そういうことが我々この地方へも必ず影響が出てくる。一つの例を挙げますと、子ども手当もその一つに挙がっております。さらには高速道路の料金問題も出ております。これがむしろいろんな意味で、また形が変わって市民生活に影響を及ぼすであろうということも想定しながら、ことしの予算は本当に執行部は御苦勞ですけれども、シビアに事態をとらえて執行していただきたいということを切に切にお願いをするものであります。そして、やはりこの状況の変化については、今まで以上に市民の皆さんに状況

をしっかりと知らせていただいて、市民ともどもに下呂市の将来、そして日本の復興を祈念する予算に
していただきたいということをお願いして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（大前武憲君）

ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

休憩をいたします。再開は 11 時 30 分といたします。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○議長（大前武憲君）

会議を再開いたします。

これより、休憩前に報告をいただきました議第 44 号から議第 55 号までの 12 案件に対する採決を行います。

初めに、議第 44 号 平成 23 年度下呂市一般会計予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 44 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 45 号 平成 23 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 45 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 46 号 平成 23 年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 46 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 47 号 平成 23 年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 47 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 48 号 平成 23 年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 48 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 49 号 平成 23 年度下呂市簡易水道事業特別会計予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 49 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第 50 号 平成 23 年度下呂市下水道事業特別会計予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 50 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 51 号 平成 23 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第 51 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 52 号 平成 23 年度下呂市下呂財産区特別会計予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 52 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 53 号 平成 23 年度下呂市水道事業会計予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 53 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 54 号 平成 23 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第 54 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議第 55 号 平成 23 年度下呂市立金山病院事業会計予算、委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第 55 号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議第 58 号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

続いて、日程第 43、議第 58 号 平成 22 年度下呂市一般会計補正予算を議題といたします。

議第 58 号について提案説明を求めます。

市長。

○市長（野村 誠君）

ただいま上程されました議第 58 号 平成 22 年度下呂市一般会計補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

議第 58 号につきましては、先週 3 月 11 日に発生いたしました東北地方太平洋地震による被災地への下呂市からの義援金として 1,000 万円の補正をお願いするものでございます。

先ほど来、議員の皆様からお話ございましたようにマグニチュード 9.0 という巨大地震、大津波、加えて原発事故が発生し、多くのとうとい人命が損なわれ、いまだ行方不明の方々も多くあり、放射能の被爆の危険にもさらされています。この悲惨な状況は、国民の 1 人として人ごとではなく、心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を望むものでございます。議員の皆様方の御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大前武憲君）

続いて、議第 58 号について詳細説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長（村山鏡子君）

それでは、議第 58 号 平成 22 年度下呂市一般会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。第 1 条につきましては、歳出予算の補正でございます。歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」によるものでございます。

3 ページをお開きください。歳出補正予算事項別の明細書の総括でございます。

3 款民生費におきまして、災害救助費寄附金を 1,000 万円増額し、14 款予備費を 1,000 万円減額するものでございます。この 1,000 万円の寄附金につきましては、全国市長会を通じて被災地へ送る予定でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

お諮りをいたします。ただいま説明をいただきました議第 58 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第 58 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

19 番 二村勝己君。

○19 番（二村勝己君）

先ほどちょっと触れたところですが、この件は、本当に下呂市が進んでこういうことに取り組むということは大変いいことだと思っております。そこで、これに関連して質問したいんですが、これは取り組んでみえつつあるところですが、結局、向こうの被災された方々は、当分あそこに住むことができないという状態だと私は思っているところです。ですから、そういうどこか受け入れるところがないかという話のある中で、下呂市にも居住するだとか、空き施設というものがございます。そういったところを、無償でもいいから貸してやって、そしてここへ住んでもらうと。できたら定住していただくというようなこともこれから考えていかなければならない問題だと思っております。それも一つの応援じゃないかということを思っておりますので、この点について説明をお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

ただいまの御質問でございますが、被災者への支援ということで現在各種の支援を講じております。現地からこちら下呂市の方へ避難していらっしゃる方を想定いたしまして、市営住宅につきましては、市営住宅などにつきましてはの受け入れ可能数でございますが、現在、公営住宅などについては 13 戸、教員住宅については 4 戸、合わせて提供可能戸数としては 17 戸でございます。その中で、すぐに生活していただける条件のもの、若干の手を加える必要なものがございますが、可能戸数としては今申し上げますとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

19 番 二村勝己君。

○19 番 (二村勝己君)

住宅設備についてはわかりましたが、この間、委員会で教員住宅、総島小学校や小坂の湯屋小学校の教員住宅を取り壊してしまうというようなお話がございまして、これは何とか少しでも待って、そういった受け入れ体制を済まして、それからでもいいんじゃないかという思いがあったところでございます。ですから、やはりこういう時代のときは、いろいろな制約もあるところですけども、これは何とか市長は努力をされて、そしてこういうことを解決していかなだめだと、取り組まないかんということを私は思います。ある施設ですから、何も今すぐ取り壊す必要はないという思いに駆られているところでございます。この点についてどうですか。

○議長 (大前武憲君)

市長。

○市長 (野村 誠君)

大変多くの方が住居をなくされたということも事実でございまして、またそういった方が下呂市へのお見えになるという御希望があれば、当然受け入れていくということでございますし、また先ほど御意見ございましたように、この予算執行については、やはり慎重を期していかなければならないと思っておりますので、またそういう方向性も出てくるのではないかと、可能性があるということは思っております。

○議長 (大前武憲君)

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

5 番 伊藤巖悟君。

○5 番 (伊藤巖悟君)

今上程されました 1,000 万円のお見舞金、私は速やかに判断をされて上程されたことに対しては、非常にいい決断だったなあというふうにまず思います。そこで、きのうの新聞でしたけれども、下呂市議会でも 50 万という寄附を、多いか少ないかは別として、その気持ちをあらわしたということが出ておりました。その記者の中で議長のコメントかと思えますけれども、今後もでき得る限りの状況に応じて支援をしていきたいということが載っておりました。私は今回この 1,000 万も多いか少ないではなしに、まず、これが一つの最初の気持ちとして示されて、今後状況に応じてでき得る限りの支援体制をとっていくということを前提において考えたいいただきたいということをお願いしておきます。お考えを。

○議長 (大前武憲君)

市長。

○市長 (野村 誠君)

確かにこの 1,000 万というのが多いか少ないかは別といたしましても、今後やはり支援物資の件も含めまして、また今二村議員からおっしゃいました住宅の受け入れ等々下呂市として、でき得る限りの支援をしていくつもりでございます。

○議長 (大前武憲君)

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

3 番 日下部俊雄君。

○3 番 (日下部俊雄君)

この地震については、市民からもいろんな声を聞きますし、市民と一緒にできる限りの支援をするということでは皆さん同じだと思いますが、ただ私としては、今提案されたものがこれでいいのかどうか、全然判断の基準を持っていませんので、今までに下呂市が行ってきたこういう災害支援の例があれば、また自治体としてもそれぞれ財政力の強いところ、弱いところ、予算規模等ありますが、そういう状況を把握しておられたら判断の基準にということで、説明をいただきたいと思います。

○議長（大前武憲君）

総務部長。

○総務部長（熊崎武司君）

下呂市が、過去に大規模災害におきまして見舞いをさせていただいた金額について、御説明いたします。前後しますが、平成19年の福井県の豪雨災害では10万円、新潟の中越地震これは平成16年ですがこれには50万円、それから平成19年の7月の新潟中越沖地震、これには30万円の見舞いを行っております。それぞれ被害総額は県が公表しておりますが、今回の地震につきましては非常に広域にまたがっており、そういったことを考えまして現在のこのたび提案いたしました補正額として計上しておりますのでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

他市の事例については、把握しておられるかどうか説明してください。把握していないなら、ないということを説明してください。

○議長（大前武憲君）

市長。

○市長（野村 誠君）

まだ岐阜県内では把握しておりませんが、先般の新聞報道によりますと中津川市が1,000万円相当の物資というふうに新聞報道では見ております。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

質疑はないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第58号 平成22年度下呂市一般会計補正予算、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第58号については、原案のとおり可決されました。

◎発第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

続いて、日程第44、発第1号 下呂市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発第1号について、趣旨説明を求めます。

16番 中野憲太郎君。

○16番（中野憲太郎君）

発第1号についての趣旨説明を行います。

下呂市議会議員定数条例の一部を改正する条例について。

上記議案を地方自治法第112条及び下呂市議会会議規則第14条の規定により次のとおり提出します。平成23年3月18日、提出者、下呂市議会議員 中野憲太郎、賛成者、下呂市議会議員 山川博己、賛成者、下呂市議会議員 服部秀洋。

提案理由でございます。次の一般選挙から下呂市議会議員の定数を改めるため、当該条例の一部を改正するものです。

1ページめくってください。条例でございます。

下呂市議会議員定数条例の一部を改正する条例。

下呂市議会定数条例（平成19年下呂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「21人」を「16人」に改める。

附則（施行期日）でございます。

1. この条例は公布の日から施行する。（適用区分）でございます。2. この条例による改正後の下呂市議会議員定数条例に定める議員定数は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

次のページは、下呂市議会改正前と改正後、21名を改正後16名とするものでございます。

次の条例要綱をお願いいたします。

下呂市議会議員定数条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、人口の減少、厳しい財政状況、全国の類似都市の状況及び市民世論等を考慮し、行財政改革の範を議会みずから示し、より効率的な議会運営を図るため、次の一般選挙からの下呂市議会議員の定数を改正するのでもございます。

2. 概要、(1)下呂市議会議員の定数を21名から16名に改めます。(2)この条例は、公布の日から施行します。(3)改正後の条例の議員の定数は、この条例の成功の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用します。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

お諮りをいたします。ただいま説明をいただきました発第1号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって発第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

発第1号 下呂市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案者の提案説明に対して質疑を行います。

議会の役割、議会のあるべき姿について、これは十分に議会の歴史とともに議論されてきたことであり、それはもう確立していると思います。その第1が、議会が特にこういう地方議会において住民の声が議会・市政に届けられ、そしてそれが反映されること、住民の意思によって市政が行われる、それが実感されるような自治体になるように議会の役割を果たすこと、これがまず第一にあります。その議会の仕事を内容として、市長の大きな権限、市政の執行権、こういうものについてチェックすること、またその行政について政策提案を立案し、立法することがあると思います。

また議員としては、議会としてもその議会や市政の様子を主権者である市民に報告し、知らせること、こういうことがあると思います。そこで、現在市民の間に広く、しかも大きく議員の定数を減らせ、こんなに議員は要らないという声を私も聞きます。しかし、これはこの議会の役割を考えた上で議員の数を減らすことがますます市民の声が反映され、ますますいい市政になる、こういうことではなくて、こういう役割を果たさない議員に対しての市民の怒りの声としてそういう議員は要らない、こんな議員では多過ぎる、こういうことだと私は思っております。実際、区長さんたちや市民との話をする中でも、私たちの声がちっとも市政に反映しない、幾ら議員に話しても、それが議会でその意見が話されない、また議会・市政が何をやっているかわからない。それから、当然その中には市政のチェックが不十分だ、市があんなことをやっているのに議会がなぜチェックしないのか、こういう声もあります。また選挙に当たっては、市民が一番主権者であることを実感するのは選挙の投票をすること。投票によって市民のためになる議員を選ぶとともに、市民のためにならない人は議員にさせないように行動すること、これが市民の権利ですが、無投票になるとそれができません。下呂市においても、1番大きな選挙区である下呂選挙区と萩原選挙区が3年前も無投票でした。

そこで、議員の定数のあり方としては、こういう議会の役割を高めるためにどうするか。こういう議論がされ、そのための合理的な要因、要素が示されなければなりません。しかし、議会改革特別委員会では、中野特別委員長のもと、まず、一番最初にありようを話そうではないかという意見に対し、まず区長会と相談して区長さんたちの意見を聞くまでは議論をしないということで、委員長はそういう方法をとりました。そして、区長さんたちとの6回の意見交換会をやったのですが、その区長さんたちの意見を聞いて、それでこの議会のありようを議論するのかなと思えば、今度はまず会派の意見をまとめて出す、そのことが先だということで議論はされませんでした。そして、各会派からの意見がまとまった文書として出されると、今度はこれを広報することが先だということで、そこでも議論が行われませんでした。広報を出して、市民の皆さんに知ってもらったから、さあここで議論をするのかと思いきや、今度はもう話すことはない、採決だということできょうに至ったわけです。一度も議会がどうあるべきか、そのために定数はどうあるべきか、この議論がされなかったのではないですか。私は、議員が単なる地域代表ではないと思っておりますし、地域のことだけをやるのが議員とは思っておりません。しかし、無投票というようなことを考えても、議員が立候補しやすい、また議会も新陳代謝をして新しい人が出やすい環境をつくる、こういうことが非常に大事なことだと思っております。そういうことでは、下呂市は5町村が合併したまちですけれども、当初の下呂市の議員定数26ということのを思い起こすと、これには非常に根拠があり、一つのあるべき数字ではないかと思っております。それは、今まで出張所等

の話がされており、小坂町は昔からのまちですけれども、ほかのところの多くは、合併をしております。そして合併をしたもとの村・町のそういう伝統文化をずうっと受け継いでおります。それは出張所の中でも馬瀬村と対して、上原、中原、竹原などが引き合いに出されたこと、また金山の4小学校の問題についても小坂町とは違った問題を抱えている、こういうことにもあらわれていると思います。そこで5町村の合併ですが、馬瀬村を1として人口を考えると、あるとき計算をしましたら、それが下呂市全体では26になる。つまり、馬瀬村が一つの単位として、ちょうどそういう割合になる。上原、中原もほとんど人口が同じと言われましたから、それも1と数えるような単位になると思います。現在21ですが、これを16ということになると、こういう地域の中で、ここにおられる議員の皆さんもそうですし、これから立候補を考える皆さんもそうですが、やはり一定の根拠があってその決意に至ると思います。それには、やはりある程度の地域、それを地盤にして、もちろんその人たちが全部投票するのではないですが。

ところが、今度16ということになると、当選のためには投票率85%として1,500票は要る、1,500人の支持が要るということになります。これは私もそうですが、多くの方が考えられない数字になるのではないのでしょうか。したがって、この流れでは新人が立候補しやすい環境をつくることにはならないと思います。また小さな地域、小さな地区ではそういうことを考えることが難しい、かといって下呂や萩原のような大きなまちなら立候補しやすいかという、またそこもなかなかまとまりにくくて立候補しにくい、こういう環境ではないかと思います。特に、例えば萩原というまちをとっても、中野委員長のような力のある人、●●●●といていいか、そういう地盤のある人はともかく、そこで新しい人たちが本当に決意できるのか、ますます私は立候補しにくい状況をつくるのではないかと思うのですが、そこで提案者にお聞きします。どうして定数を16にすることによって、一番当初言いましたようなあるべき議会に近づくことができるのか、そのことを説明してください。

○議長（大前武憲君）

16番 中野憲太郎君。

○16番（中野憲太郎君）

3番議員から今質問をいただきましたのでお答えをいたします。今3番議員から議会の役割、特に地方議会につきましては、当然のことでございますけれども、住民の声を第一に聞いてくれと。市政のチェックがしっかりなされているか、それが住民としては一番大切なことなのでその心配。また立案についても、議会としてしっかりできるのか、また市民への報告が本当に議員がなされているかという声をしっかり議会が受けとめるためには、定数というのが今の下呂市の場合は削減してはいけないという意見だと思います。

今言いました削減以外のことについては、私はこれは首長もそうですけれども4年に1度議員というのは市民の審判を受けるわけで、そこでやはり市民の方が、そういう今3番議員が言われましたようないろんな心配も、また望むこともしっかり見きわめて審判を下され、定数の議員が選ばれるのではないかということを思っております。そういう中で、新人議員が出にくいとか、いろんな声を聞きましたけれども、私は若い方から、またベテランの方までいろんな意味で下呂市全体から出られた立候補された人たちが市民の方が選んでいただく、そういう形で選挙というのは行われているわけですので、そういうことには、今、日下部議員が言われたことは、当然私は最後に今の読み上げました一部を改正する条例要綱に全部含まれているんじゃないかというようなことを思っておりますし、最後に3番議員が先ほど言われました議会運営委員会、議論もせずただ私の一存でやったというようなことも言われました

けれども、やはりこれは会派制をとっている下呂市議会会派の代表から特別委員会の方へ各委員の方が出てみえます、そういう中で、1回目会派の全体的な意見、個人的な意見もごございますけれども、全体的な会派としての意見を一人会派の皆さんを初め全会派にもお聞きしました。そして2回目には、やはり市民にどういう形で訴えるかという意味で、やはりその根拠、しっかりした根拠を会派として訴えていただく。会派の中にはそれはいろんな意見がある議員さんは当然ですけれども、それはおられると思います。しかし、会派としての意見を市民の皆さんにお伝えするために、ああいう中間報告という形で出させていただきました。そういう中で、その後、いろんな御意見を委員会において、この間3月4日に金曜日ですが、させていただきます。そのときでも、議長の方から、3市の議長の交歓会において少し話題になった御意見も議長の方から聞きました。

そしてもう一つ、村町委員会という意見で出た委員会の住民の皆さんの意見もお聞きしました。委員の方からは、それは現職だけの問題ではない。1年前にはやはり市民の皆さんに議会の定数については報告する必要があるのではないかという意見。またチラシについては、意見は別に我々のところには来ていないという委員も見えました。また減になると大変だと。もっと時間をかけて、しっかり議会として議論をしていただきという意見もごございます。また会派を、定数16とする会派を支持するという意見をいただいた議員さんも見えました。また、時間をかけて議論をしていただいた結果ではないかという意見もございましたし、また議員報酬については、報酬委員会等で次回の議員さんが決まったときに、ある意味で一緒になって報酬委員会の意見を聞きながら決めていただければいいのではないかという意見もございました。いろんな意見を踏まえながら、私はきょうの発第1号として出させていただいたわけでございます。

いろんな意味で3番議員は申されましたけれども、やはりこの財政状況、そしてこれからの地方議会のあるべき姿を見たときに、私はこの人口規模、そして財政の規模、あるいは下呂市においてはこの16名が妥当ではないかということで、出させていただいたというようなことでございます。

○議長（大前武憲君）

質疑の途中ではございますが、休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

[挙手する者あり]

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

午前の質疑において、●●●●というような人格を傷つける発言をしましたので、このことについて取り消しいたしたく、議長にこういってお取り計らいをお願いいたします。

発言を続けてよろしいですか。

○議長（大前武憲君）

はいどうぞ。

○3番（日下部俊雄君）

趣旨としては、午前中述べましたような、あのような強引な委員会運営を実行する行動力と、また日ごろ対立しているかに見えるような山川議員まで賛成議員にしてしまうような、卓越した影響力を持つ

た議員というようなことを言いたかったんですが、とっさに言葉が浮かばなくて、ついあのような俗な言葉を言ってしまったことについてはおわびいたします。

そこで、提案者は会派おおぞらに属しておられるわけですが、おおぞらのこの理由の中に人口の著しい減少ということを上げております。下呂市においてこの10年間で約10%の減と市職員の削減に対する議員定数のあり方ということで、10年間実際には合併してから7年で当初26を16にということを言っておられるんですが、ちょっとお聞きをします。10%人口が減ったら26から16ということは61%4割、なぜ人口が10%減ったら議員定数は4割減らさなければならないのか。さらに今より人口が10%減ったら、また4割減らすと九、何人というような数になってしまうんですが、そのところが全く理由としてわからないので説明してください。

○議長（大前武憲君）

先ほど3番の日下部俊雄君からの申し出によりまして、午前中の発言の一部の取り消しを許可いたします。

答弁を願います。

16番 中野憲太郎君。

○16番（中野憲太郎君）

3番議員にお答えいたします。今3番議員の方から人口が減っていくのに合わせて議員も減らさなければならないのかという意見だったと思います。そして職員の削減が行われている中で、議員数も減らさなければならないのかということだと思えます。私は、議会というのは、今後議会改革、全国でいろいろ地方議会のあり方が問われている。やはりその中で、改革というのは、いろんな意味の定数もその中の一つ、選挙制度もそうですけれども、その中の一つだと思えます。そういう中で、改革に取り組んでいく中で、やはり定数というのはどの自治体にとって議員の定数が適正かということは、26名から幅がありますのでいろんな意見があるということは当然承知しておりますし、議会というのは、政策決定過程の説明を執行部に求めるしっかりした重要な議員数、またそういう議員が必要なこともわかっております。ただ単に人口が削減していく、職員の数が減っていくということだけで議員定数を削減していくということは、これは議員定数を減らしていく中の一つのことでありまして、やはり職員も減っていく、人口も減っていく中で、やはり適正な議員定数というのはあるのではないかというようなことを思っております。

下呂市は今、先ほど3番議員が言われましたように、4万人少しから今3万6,000人台に入っているという、これ全国そうですけれども、非常に人口が減っているという中で、やはり議員の適正数というのは、私は16名が妥当でないかというような考えでございまして、先ほど言われました、ただ人口が減っていく、そして職員も減らしていく、だから議員も減らせというのは、そういうことでひとえに議員の削減を各会派、またそういうことを出してみえる議員の方が言ってみえるわけではないということは、私自身も思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

3番 日下部俊雄君。

○3番（日下部俊雄君）

今の提案者の説明では、なぜ10%人口が減ると議員定数を4割減らすのか、そのことについての全く説明がありませんし、説明不能ということを指摘して質疑を終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

10番 吾郷孝枝さん。

○10番（吾郷孝枝君）

提案者に質問をいたしますが、ここの改正理由のところに、やはり今日下部議員が言われましたように、人口の減少、そして厳しい財政状況、こういうことを考えて議員定数の削減という提案をされた理由に挙げてみえますけれども、このことは合併前に言われていたことで、人口がだんだん減少していくと財政も厳しい、だから市町村合併ということでもうあのときに大改革がされたんですね。それまでの旧5ヵ町村は議員が六十何人いたと思いますが、それが結局26人になり、今現在21人です。そうしますと、合併前に比べますと、もう3分の1になっているということなんですね。もうここの人口の減少や厳しい財政状況かんがみて合併して十分に議員の数は減らされているんですが、ここはどう考えられるのかお尋ねします。

今は一つ目の質問ですが、二つ目の質問。次のところに「全国類似都市の状況及び」というふうに書いてありますが、全国の類似都市、これはちょうど私たちがいただいていますこの議員手帳を皆さん持ってみえると思いますが、この議員手帳には全国の市町村の議員数、そして人口が書いてあります。これを見ますと、とてもここで言うような全国に類似都市に倣って16人が妥当だという理由は何にも成り立ちません。10人台のところを見ますと、大体人口が多いところは2万人台ですね。各県によってもばらつきがありますけれども、全国的に見れば、人口3万7,000ぐらいの規模のところは20人前後です。それで、16人に減らす理由は一つもないと思いますが、その点お答えください。全国の類似都市に倣うというその類似都市の類似ということは、どうことなのか、うそじゃないかと私はここを見るんですが、お答えください。

それから、「市民世論等を考慮して」ということが書いてありますけれども、確かに市民の中には「議員をもっと減らせ減らせ」ということを言う方も見えますが、そういうことで「はいそうですか」と言って市民世論だけを聞いていったんでは、その議員の自主性はどこにあるのか、議員の仕事や立場をどういうふうに説明して、この市民の世論に、「そうだそうだ」ということで減らされるのか、その点をお尋ねします。これが三つ目ですね。

次、四つ目です。ここにありますように、「行財政改革の範を議会みずから示し」ということになっておりますけれども、この行財政改革の範を議会みずから示して何をしようとしているのか、もうこれ以上職員を減らすというのは無理があるとあれほど言ったのに、まだ、この議員は減らしたんだから議員は減らしているんだからもっと職員を減らせということなのか、その点について明確にお答えください。

それからもう一つです。「より効果的な議会運営を図るため」ということをおっしゃっています。より効果的な議会運営とはどういうことなのか。議会はもともと議論するところであって、そして市民からの多様な意見や要望をやはり反映させていくのが議会だと思います。議員を減らすと、そういう多様な市民の意見や要望を吸い上げるパイプが細くなるんですね。結局、議員の数を減らして十分議論なくてはいけないこの議会の使命である議論を、効率的にしゃんしゃんと何でも賛成のようにしていく議会を目指すのか、私こんな理由で議員定数を減らすということが通るのなら、これは本当に反対しなくてはいけないと思いますので、ここをしっかりと納得のいくようにお答えください。

○議長（大前武憲君）

16番 中野憲太郎君。

○16番（中野憲太郎君）

今 10 番議員さんからいろんな質問をお受けいたしました。人口類似都市についての御質問がございましたが、全国の類似都市いろんな意味でそれは差はあります。しかし、下呂市の場合、16年に合併して、4町1村が、その中で先ほど言われましたように 26 名という第 1 回の小選挙区、そして 4 年前になります。2 回目が小選挙区で 21 名という 5 人減で行われました。その中で、下呂市の場合、一つの選挙区が小選挙区から大選挙区に決められました。その中で、定数については、今後 21 名の議員の中で次回までに定数についてはまた示していただきたいということだったと思います。その中で、いろんな全国の自治体、各市の自治体、また近隣の市、今隣の高山市では間もなく高山市議会の選挙が行われる予定でございます。その中で、高山市の場合は 24 名に決められたわけですが、やはり大と定数が一緒に決められるというような形。下呂の場合は、大が先に決められて、定数はその後というような形でございます。そういう中で、いろいろと議員の皆さん、もちろん市民の皆さんもそうですが、執行部の皆さんもそうですけれども、その間に今後大選挙区になるけれども、どういう形で議員の皆さんにいたしましては今後の定数を決めたらいいかということは十分自分たちの考え方を持ってみえると思いますし、市民の皆さんからもいろんな意見は聞いてみえると思います。そして、この間 10 番議員が委員長をやってみえます議会改革特別委員会の方でも取り組みを書いていただきました。議会改革に取り組んでいますという取り組みを書いていただきました。これは下呂議会だよりでございますけれども書いております。その中の意見交換会の中には、いろんな意見がございます。それは、全部が定数を減らせとか、そういうことではないと思いますし、その中で、やはりいろんな 6 回の市民の代表の方の団体との意見交換会、また 21 名の議員の方がいろんな市民の方、自分たちの有権者の皆さんからいただいた意見等を考えながら党派としての定数を出ささせていただいたというようなことでございますので、私は 100% 何人がいいという根拠なんていうものはないと思います。その中で、先ほど職員が減っていく、これ以上減っていく、そして議員も減っていくと、こんなことが行われていいのかという質問がございましたけれども、じゃあ、ことし私は 10 番議員に伺いたいんですが、23 年度予算等を見ても一般会計予算地方交付税のこれからの削減、そういうのを考えて、私個人ですが人件費の削減なくしてもう地方はやっていけないと思います。どうしてこれから社会保障等いろんな問題がふえていく中で、どうやって地方自治はやっていくのかということを考えるときに、私は人件費の削減しかないんです。これは執行部、また下呂市役所の職員の皆さん、また我々議員もそこを削減しないことには私は予算が組めない状態にもなってくるんじゃないかと、これは 10 番議員もわかると思います。何でもかんでもサービスサービスというような時代ではない。やはり執行部から出された地域力を生かすとか、予算はついてないけど、みんなで助け合って地域を活性化するために何をやったらいいんかということ行政、議会、そして市民の皆さんが一体となって進んでいかない限り、地方自治を進めていく上では市民の安全・安心に対しては不可欠だというようなことを思っております。そういう意味で、大選挙区ということが決まっている以上、やはりしっかりした議員を今後来年市民の皆さんに選んでいただいて、その中でその選ばれた議員の方がしっかり 4 町 1 村の地域の中で説明責任を果たし、そして執行部と是々非々で向かっていっていただきたいというようなことを思ってこの発第 1 を出ささせていただいたというようなことでございますので、その辺は 10 番の吾郷議員にも理解していただきたいというようなことでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（大前武憲君）

10 番 吾郷孝枝君。

○10 番（吾郷孝枝君）

今、提案者の議員は、私が聞きましたより効率的な議会運営を図るためという点では、まだ答えてみえませんので、ここのところをぜひ答えてください。そして、やはり下呂市の特徴というのは非常に大事だと思います。全国の人口からだけ判断するんじゃなくて、下呂市は 851 平方キロですか、そういう広い広い地域を見るわけです。そして、いろんな市民の声を一生懸命聞く、吸い上げる、そして市政に反映させいかなくてはいけないという大事な働きがあると思います。市民の世論といいますか、市民の声ですね。この議員定数について、減らせという、なぜ減らせと言ってみえるのかと、そこをしっかりと議論しなくちゃいけない。何を議会に望んでみえるのか、そこにこそ真摯に答えるべきだと私は思います。

もちろん、提案者の答弁を求めます。

○議長（大前武憲君）

16 番 中野憲太郎君。

○16 番（中野憲太郎君）

お答えいたします。今 10 番議員よりまだ質問に答えていないという点、2 点ございました。

議会運営を図るためになぜ定数を削減して 16 名でやれるのかということ。また下呂市、広大な 850 平方キロの面積を持つ下呂市の中で、議員がこれ以上減った場合、そういうチェック機能が働くのかということだと思います。私は下段の地域面積がございしますが、これは、じゃあ議員定数を 21 でやった方がチェックできるかとか、市民の声が、議員が多いから届くかとかそういうことではないと思います。先ほど 3 番議員が質問の中でチラッと申されました。私のことだと思いますけれども、その議員の中にはいろんな市民への説明責任もない、市民への報告等も少ないとか、そういうことを市民の方は議会改革に求めているというようなこともおっしゃいましたけれども、私はその中で、議員定数が減った場合、やはり大選挙区ということが先ほどからくどいように申しておりますけれども、大選挙区になるわけですから、限られた定数の議員は、より以上に小選挙区と違って 4 町 1 村 850 平方をくまなく一議員でなく、全議員がいろんな委員会等で説明責任を果たしていく、そういうことは小選挙区とは私は変わっていくと思います。そういう中で、吾郷議員が申されました広大な 850 平方キロの中で議員が削減されるのは心配だということは、私は心配ないんじゃないかということをおっしゃいますし、よりよい議会運営を図るための理由は何だというようなこともございました。私は今の下呂市議会、今度改正されるかもわかりませんが、新しい議会になって。三つの常任委員会がございします。そして、そのときに応じて特別委員会ができることでしょうか。そういうときに、16 名という議員の中から、よりよい意見を出し合っていて、先ほど申しましたように執行部と色々な議論を交わしながらやって、そして市民への説明責任を一議員でなしに委員会、また全議員がいろんなところへ赴いて 4 町 1 村の市民の方に議会としての報告会をよりよくできるんじゃないかというようなことを思っています。そういう意味でこの 16 という定数でも大丈夫だという点で出ささせていただいたというようなこととございます。16 名という定数で出ささせていただいたとき、市民の皆さん不安があるかもわかりませんが、そのときによりよい議員を市民の皆さんが選択していただければ、私は 16 名でも心配ないんじゃないかというようなことを思っておりますので、議会運営を図るための心配というのは今 21 から 5 名減でも大丈夫ではないかというようなことを思っております。

○議長（大前武憲君）

ほかに質疑はございませんか。

質疑はないようなので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

12番 中島新吾君。

○12番 (中島新吾君)

12番 中島です。

私は日本共産党下呂市議団を体表して、議員定数条例の一部を改正する条例に反対討論をします。

まず、この提案をされた3名の議員が議会改革特別委員会に所属する議員であることを指摘したいと思います。この特別委員会には、住民から望まれている議会改革を進めるための研究と検討が付託されました。特別委員会では3回の委員会を開き、旧5ヵ町村の区長さん方との意見交換会、懇談会を6回行いました。その中で出された意見を受けて、その要望にこたえるにはどうするのかを真剣に議論するのが議会に課せられた責任でした。ところが委員長は、まず議員定数削減ありきの独断的な委員会運営を進め、区長さんたちから出された意見を受けて、どう議会改革を進めていくのか、そうした議論はなされませんでした。さらに各会派の議員定数への意見表明を求め、それがチラシとして市内全域へ新聞折り込みで広報されたあとになってもその議論をすることはありませんでした。そして、今回のこの条例改正案の提案となりました。私たち日本共産党市議団は、区長さんたちから出された意見を正面から受けとめ、その願いにこたえられる議会に変えていくために話し合うよう、繰り返し繰り返し主張しました。今、全国の地方議会の中で、議会終了後に地区ごとに報告会を開催することなどの内容を含む議会基本条例が制定され、議会改革の取り組みが始まっています。市民の暮らしや営業が大変なときだからこそ、議会と議員はもっと市民の声を聞いてと強く求められているのです。住民の代表として、しっかり働いてほしいとの願いにこたえられる議会に改革することが、今待ったなしです。このようなまず議員定数削減ありきで議論をしない委員会運営をしたことに強く強く抗議するものです。

議会は、市民からの市のあり方を話し合い、よりよしまちづくりの方向へ進めることを付託されているのです。そのための議論をする場所であります。

次に、定数削減の提案について、それぞれの会派から考え方が示されていますが、先ほども質疑の中で発言されていますが、議員の役割は選挙で市民の皆さんから任された代表として、市民の皆さんのかわりに意見や声を市政に届け、市政をチェックし、市民のための立法をし、そして市政の問題とありさまを市民の皆様にお知らせしていくことです。その役割が果たせていないから、多くの市民から厳しく意見が寄せられているのです。ところが、それぞれの会派の考え方には、なぜ定数を16に減らすのか、16に減らすことが市民の議会に対する願いや意見にこたえることなのか。先ほど提案者は、市民と行政が一体となるために16だと、こういういことも言われていますが、なぜそうなのか。議会が市民のための議会として役割を果たせるのかどうか、このことが全く示されていません。議会と議員は地方自治の大事な担い手です。定数削減を、議員も身を切るとか、スリム化とかいうことを言われる議員もいます。議員は市民と市政とつなぐパイプです。定数を5議席も削減することが議会と下呂市にとって必要であることの理由が何一つ示されていない今回の提案は、議員の責任と役割をよくするものではありません。本当の意味での議会改革に逆行するものです。私たち日本共産党は、大事な役割を持つ議員を必要以上に削ることには反対です。議会は住民のものです。今急いで削減をするのではなく、議会改革を具体的に進める中で住民との話し合いを広げ、議員数は住民の中にある多様な意見や要求が議会に正しく反映されるにはどのくらいの規模が必要なのか、こういう基本的な物差しで決めるべきであることを強く主張して反対討論とします。

○議長 (大前武憲君)

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

2番 山川博己君。

○2番 (山川博己君)

2番 山川博己です。

発第1号 下呂市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。議会改革特別委員会は、委員会構成として、各会派の代表で構成するということがございました。私たちリベラル会も、私と熊崎兼治議員がリベラル会を代表して、議会改革特別委員会に参加をいたしました。そこで、私は決して議論がされなかったということは思っておりません。今後の議会改革についてどう取り組むべきかということについては、基本的な議論はされたというふうに思っておりますし、そして議員定数のことについては、その議会改革の数々の問題の中でも直近の課題であるという重要課題として取り組まれたのであろうというふうに考えております。そして、賛成の理由につきましては、先般発行されました議会改革特別委員会の中間報告に書かれているとおりのことが我々リベラル会の統一した見解であります。でありますから、さらに議論を重ねても、それ以上のことでもなく、それ以下のことでもないという前提のもとにあの報告書を出させていただきました。

そこで一つ付け加えるのでありますが、ただいま質疑や反対討論の中に定数削減は市民とのパイプが細くなるのではないかという危惧が言われておりました。私は逆に議員と地域とのパイプがあまり深くなりすぎるといふことは、結局その地域代表ということを議員が払拭できなくなってしまうのではないか。地域のしがらみに縛られて、いかにも地域代表であるというような議会活動になってしまう。私はこれからの議員は、もっと広い目で下呂市を見て、市民全体の代表であるという立場に立った議会活動をすべきだというふうに思っております。

そこで心配される地域の声であります。それはあの中間報告を発行した後に市民の皆様方から何件かの意見が寄せられました。その中にありましたのは、やはり今までやってこられた町会の区長さんとの懇談会のほかに、もっと一般市民との懇談会も開いてほしいという声がございます。それはそのとおり市民の声を聞く場として、そういうことを今後もっともっと開いていく必要があるなあということも市民の皆さんの意見から感じました。ところが一方で、定数削減をしないでくれという声は一つもありませんでした。定数削減には賛成するという御意見がすべてでありました。そういうことも踏まえまして、今年度の予算でも市長や副市長が言うておられます「地域力を高める」そういう意味においても、自治会の総合力を高め、発言力を充実させることが地域のパイプを太くしていくことになるのではないかと。まさに緒につけると言われた地域力の充実がそういうところからもできるのではないかと。議員は、あくまで市民全体の代表として今後活動していくべきだと。広い視野に立った活動をしていくべきだというふうに思います。そういう見地から考えまして、私は議員定数の削減をすることに賛成の立場といたします。以上です。

○議長 (大前武憲君)

次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

発言はございませんか。

[発言する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

11番 二村金吾君。

○11番（二村金吾君）

11番 二村金吾ですが、今回提案されました定数条例につきまして賛成の立場から討論をさせていただきます。

賛成理由としましては、先ほど提案者から説明をされました提案理由、それに集約をされていると思われまます。理由をつけようと思えば、どれだけでもつけられるかと思いますが、後から貨物列車に載せていっぱい来るほどの理由はあります。最終集約として、周辺の事情、財政この一点につきると言ってもいいのではないのでしょうか。16人の定員ということにつきましては、最終的に委員会構成をできる人数は最低どれだけかと判断した場合に、16人という数字を私たちは提案をいたしました。なお、先ほどからの反対討論の中で、特に3番議員の発言を聞いておりますと、あたかも定数削減をすると3番議員の立場が非常に厳しくなるというようなふうを受け取りました。むしろ逆であって、削減でも削減でなくても、自分たちの今までなしてきたこと、あるいは発言したことアピールしていることが市民の皆様を受け入れてもらえるならば十分その危惧するものは何もないのではないのでしょうか。チェック機関、あるいは立案政策、といったことは、この人数の多寡によるものではございません。あるいは3番議員等が市民の声の代弁、あるいは市民の声を直接反映させるということは、人数の数によるものでもなく、あるいはむしろごく少数の声を、あたかも市民の代弁とするかのような弊害もなきにしもあらずと思われまます。16人の定員の中で、新人の選出はむしろ少数激戦の中で新しい有能な人物が出てくるという窓口が開けるのではないのでしょうか。以上をもちまして賛成の討論とさせていただきます。

○議長（大前武憲君）

ほかに、討論はございませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 服部秀洋君。

○9番（服部秀洋君）

9番 服部です。

発第1号 下呂市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の意味での討論を行います。益田郡の5ヵ町村が合併いたしましたして7年経過いたしました。初めての選挙は、小選挙区のもとで対等合併ということもありまして、旧町村ほぼ人口割りを考慮した26名の議員が選出をされました。そして、4年後の第2回には定数見直しにより21名となりました。しかしながら、そのときは小選挙区のままでもございましたので、各地区から1名減という形でありました。しかしながら、そのときも世論だけではなくて、議員みずからが判断し21名としたわけでありまます。そして、いよいよ次回の選挙から小選挙区を脱皮し、大選挙区へと方向性が決まりました。合併して7年たったにもかかわらず、まだまだ各地域間にはだかる壁は厚く、おらがまち・村で互いに意見がぶつかることが多いのではないかと思います。もし、合併と同時に大選挙区に移行されておればここまでではなかったような気がいたしまます。議会改革の委員として、各地区で実施されました区長さんとの懇談会、伺った御意見は区長さんという立場よりも一人のその地域に住まわれる方というような意見が多かったのではないかと感じております。その中で、自分の住む地域から議員を失うことがその地域の衰退につながるというような御心配をされた意見があったのはそのあらわれではないかと感じております。行財政改革のもとで実施されました職員の削減は、当初の計画以上に進んでおります。これは職員みずからが実施しなければいけないという下呂市を愛する優しい思いがあって御理解のもとでその協力を得たのではないかと感じていまます。合併して7年で、人口は予想を上回る勢いで減少いたしました。人口減少の原因は、少子化問題だけではなく、景気の悪化により他地域への人口流出も関与している。主幹産業の観光を主軸とした商

工業等の発展があれば、ここまで著しい人口の減少はなかったと思われます。

一昨年、会派代表者3名で研究会を立ち上げられ、それを受けて昨年議会改革の特別委員会が私たち議員みずからで設置されたわけであります。そして、一番検討をしなければならない事案として、来年に迫った改選に向けての定数の見直しが出されました。もちろん議会改革というのは定数の見直しだけでなく、議会の役割について改めて研究し、検討するのは当然のことであります。しかし、冒頭に述べたように、人口減少による厳しい財政状況の中、職員ばかりの削減を進めて果たして議会はそれでよいのでしょうか。先ほど可決されましたが、市長、副市長、教育長、さらに5%の給料の削減。そして、課長級以上の管理職手当の引き下げと英断をされております。やはり議員としても、みずからが身をもって律する責任があると思います。ならば、下呂市にどれだけの議員が必要なのか、というより、どれだけの議員がおれば運営していけるのかではないかと思えます。

先ほど区長さんとの懇談会の話もいただきましたが、削減という意見は結構多かったと思えます。中には、私たちが今提言しております16でもまだ多いという厳しい意見もありました。しかし、現在の3常任委員会の構成、これは行政を監視するという大切な役務上、やはり3委員会は必要でないかと思っております。委員の構成ですが、現在は7名で構成しております。しかし、5名でもやっていけるのではないかと、そうなりますと3委員会の5名で15名であります。議長はやはり採決には加わらない方が望ましいということを考えますと、プラス1名の16名という数字が出てまいります。以上のようなことから、私は16名が議会にはふさわしいという賛成討論にいたします。

○議長（大前武憲君）

ほかに、討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案件の採決は、起立採決で行います。

発第1号 下呂市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、発第1号については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の委員会継続調査申し出について

○議長（大前武憲君）

日程第45、閉会中の委員会継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

休憩をいたします。

再会は館内放送でお知らせします。

なお、休憩中に議会運営委員会を開催いたしたいと思いますので、委員の方は第1会議室にお集まりください。

午後1時43分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（大前武憲君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程がございますので、ただいまより配付いたします。

〔追加議事日程配付〕

日程についてお諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました追加日程第1、委員会提出議案第1号 TPPの参加に反対する意見書について、及び追加日程第2、発第2号 東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、追加日程第1、委員会提出議案第1号 TPPの参加に反対する意見書について及び追加日程第2、発第2号 東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書についてを日程に追加し、議題といたします。

◎委員会提出議案第1号について（議案説明・採決）

○議長（大前武憲君）

それでは最初に、追加日程第1、委員会提出議案第1号 TPPの参加に反対する意見書についてを議題とし、趣旨説明を求めます。

建設経済常任委員会委員長 一木良一君。

○建設経済常任委員長（一木良一君）

これより委員会提出議案第1号 TPPの参加に反対する意見書の趣旨説明を行わせていただきます。

委員会提出議案第1号 TPPの参加に反対する意見書。

上記意見書を別紙のとおり提出する。平成23年3月18日、下呂市議会建設経済常任委員会委員長 一木良一。

次のページをめくってください。読み上げます。

TPPの参加に反対する意見書。

TPPは原則としてすべての品目の関税を撤廃する協定で、農林水産省の試算でも、我が国の食料自給率は40%から14%に急落し、米の生産量は90%減、砂糖、小麦はほぼ壊滅します。農業生産額4兆1,000億円、多面的機能3兆7,000億円喪失、実質GDPが7兆9,000億円、雇用が340万人減少するとしています。このように、重要な農産物が例外なしに関税が撤廃されれば、日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上とTPP交渉への参加は両立しません。今求められていることは、食料をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食料自給に正面から向き合い、40%程度にすぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。

よって、下記の事項の実現を強く求め、自治法第99条の規定に基づく意見書を提出します。

1. TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加しないこと。

平成 23 年 3 月 18 日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

下呂市議会。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（大前武憲君）

それでは、質疑・討論を省略し、これより採決を行います。

委員会提出議案第 1 号 TPP の参加に反対する意見書について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、委員会提出議案第 1 号については、原案のとおり可決されました。

◎発第 2 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（大前武憲君）

続いて、追加日程第 2、発第 2 号 東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書についてを議第といたします。

趣旨説明を求めます。

11 番 二村金吾君。

○11 番（二村金吾君）

発第 2 号の提出理由を説明いたします。

東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書。

上記意見書を別紙のとおり提出する。平成 23 年 3 月 18 日、提出者、下呂市市議会議員 二村金吾。以下、記載のとおりでございます。

提案理由。3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本での観測史上最大の M9 という巨大地震とされ、地震と津波による被害は甚大なものとなっており、加えて原発事故により、生命への危険がさらに危ぶまれております。現時点では被害の全貌がまだ明らかになっておらず、その影響は被災地のみならず日本の経済や国民生活全般に及びつつあります。この事態に当たって、政府及び国会はこの国家的な危機に対し、その総力を挙げてあらゆる手を尽くすことが求められています。また、被災地の復旧と復興のためにできる限りの財政的支援や立法措置などにより万全な対策を講じられるよう強く求めるものです。

続きまして、東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書。

去る 3 月 11 日午後発生した東北地方太平洋沖地震及びそれにより発生した大津波により亡くなられた方々と、その御遺族に対して深く哀悼の意を表するとともに、行方不明となっている多くの方々が早期に救出されることを願い、負傷された方々を初めとするすべての被災者に対し、心からお見舞いを申し上げるものである。今回の地震は世界最大級の巨大地震であり、かつ大津波が発生したことから、被害は甚大で、東北、関東地方を中心に広い範囲で数多くのとうとい人命と貴重な財産を奪い、交通網やライフラインなどを破壊し、都市の機能や地域経済も壊滅的打撃を受けている。こうした中、人命救助を最優先し、被災された方々の窮状を一刻も早く解消することが今求められる緊急の課題となっている。よって、国におかれては、被災者の救済を速やかに進め、地震、津波、原発事故等による被害の拡大を最少限にとどめるとともに、被災地の復旧・復興対策について財政的支援を初め、新たな立法措置など万全の対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定によって意見書を提出する。

平成 23 年 3 月 18 日、下呂市議会。あて先は衆議院議長、参議院議長、以下記載のとおりでございます。

○議長（大前武憲君）

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発第 2 号 東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書について、本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、発第 2 号については、原案のとおり可決されました。

ここで市長より発言の申し出がございましたので、許可いたします。

市長。

○市長（野村 誠君）

2 月 28 日に開会されました平成 23 年第 2 回定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって、このたびの東北太平洋沖地震は、想像を絶する甚大な被害をもたらしました。多くの方が被災され、また多くの犠牲となられました皆様方に、心より哀悼の意を表するものでございます。また、いまだ行方不明の方も多く、一刻も早い安否確認がされることを願うものでございます。加えて、原発事故によりまして被曝の危険と不安が増大しております。この大災害は歴史的な災害であって、私たちが今歴史の大きな瞬間に遭遇しておるわけでございます。国家の根幹を揺るがすような恐れを感じておるところでございます。

今全国的に、また世界的に支援の輪が大きく広がっております。国民の一人ひとりが心を一つにして復興への道を切り開いていくことが大切であると思っております。

下呂市といたしましても、可能な限りの支援をしていく所存であります。市民の皆様方にも御支援、御協力をお願いするものでございます。さらに下呂市におきまして、さらに安心・安全なまちづくりのために努力を重ねていかなければならないと、気持ちを新たにしておるところでございます。

さて、先ほどは私どもが提案いたしました平成 23 年度下呂市一般会計予算を初め、全議案を御承認

いただきまして、まことにありがとうございました。初日、提案説明で申し上げましたように、元気な下呂市づくりに向け、信頼できる市政運営、元気なまちづくり、安心・安全なまちづくりの後期基本計画の三つの重点視点を軸に進めてまいりたいと思います。特に、財政シミュレーションでお示しましたように、大変厳しいものでございますが、中・長期的視点に立った行財政運営が肝要となってまいります。本年は、市民の皆様方と一緒に協働の地域づくりを推進するため、地域力を向上させること、市民一人ひとりが主役となるコミュニティづくりを進めてまいりたいと思います。また人的資源、自然資源など、あらゆる資源を活用した地産地消を市全体の事業として進めてまいることとあります。

私にとって任期最後の年となります。国・県とも財政厳しい中、さらにこの未曾有の大災害の中、国家予算がどのような推移を示すのか大変緊張しながら見守っていく必要があるかと思っております。議会の中でも御指摘ございましたように、弾力的な 23 年度予算の運用が迫られてくるということも覚悟していかなければならないと思います。これにつきましては、議会の皆様方の御理解、御協力が不可欠なものでございまして、どうか今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。簡単でございますが、平成 23 年度第 2 回定例会が閉会されるに当たりましてのごあいさつといたします。どうもありがとうございました。よろしくお願ひします。

○議長（大前武憲君）

御苦勞様でございました。

間もなく 14 時 46 分になろうとしていますが、1 週間前の同時刻発生いたしました東北地方の太平洋沖地震で被災されました多くの犠牲者の方の御冥福をお祈りし、1 分間の黙禱をささげたいと思っておりますので、御協力をいただきたいと思っております。

まだしばらく時間がございますので、そのままお待ちいただきたいと思っております。

それでは御起立願ひします。

黙禱始め。

[黙禱]

黙禱終わり。

ありがとうございました。御着席ください。

◎閉会の宣告

○議長（大前武憲君）

これもちまして、本定例会に付議されました議案はすべて終了いたしました。

平成 23 年第 2 回下呂市議会定例会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

午後 2 時 47 分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 23 年 3 月 18 日

議 長 大 前 武 憲

署名議員 11 番 二 村 金 吾

署名議員 12 番 中 島 新 吾